

橋本市移住支援事業における移住支援金チェックシート

【住所に関する要件】 ※絶対条件 ①か②に該当

※移住する直前の10年間のうち、通算5年以上

・東京圏に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業へ就職した場合はその期間も通勤期間に含む

- ①東京23区に在住し、移住する直前に連続して1年以上東京23区内に在住していたこと
- ②雇用保険の被保険者として、東京圏（下記の条件不利地域を除く）にお住まいで東京23区に通勤していたこと。（通勤期間については移住する3ヶ月前からさかのぼって1年と考えてもよい） ※法人役員または個人事業主等を含む

23区以外の東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（下記の条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内に通勤

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、

芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

<input type="checkbox"/>	移住支援金の申請時において、移住後1年以内
<input type="checkbox"/>	本市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること
<input type="checkbox"/>	申請者を含む18歳以上の世帯員全員が市町村税その他市に対する滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	日本人であること若しくは外国人であって定められた在留資格を有すること

【世帯に関する要件】 世帯申請 単身申請

<input type="checkbox"/>	申請者含む世帯員が移住元において同一世帯に属し、申請時においても同一世帯に属していること
<input type="checkbox"/>	申請者を含む世帯員が支給申請時において移住後1年以内であること
<input type="checkbox"/>	移住先での申請者を含む18歳以上の世帯員全員が市税を完納していること
<input type="checkbox"/>	申請者を含む世帯員いずれも過去10年以内に本補助金の交付を受けていない、申請中ではないこと

【就業に関する要件】

一般	専門	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	勤務地が東京圏以外の地域に所在すること
<input type="checkbox"/>	-	就業先の法人が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
<input type="checkbox"/>	-	求人への応募日が、和歌山県就活支援サイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就業先の法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用されたものであること
-	<input type="checkbox"/>	（専門人材の場合）目的達成後に解散を前提とした個別プロジェクトなど離職することが前提ではないこと

【テレワークに関する要件】

<input type="checkbox"/>	所属先企業等からの命令ではなく自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと
<input type="checkbox"/>	移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること
<input type="checkbox"/>	地域未来交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で所属先企業から当該移住者に資金提供されていないこと

【起業に関する要件】

<input type="checkbox"/>	和歌山県企業支援事業の企業支援金交付決定を受けてから1年以内
--------------------------	--------------------------------

□【関係人口に関する要件】

○必須条件

<input type="checkbox"/>	過去3年以内の間に移住コンシェルジュによる移住相談を移住1月前までに受けていること
--------------------------	---

○選択条件（要件①）※いずれか1つ

<input type="checkbox"/>	橋本市へ転入した前年度までに、橋本市に対してふるさと納税をしたことがある方
<input type="checkbox"/>	橋本市が主催する就職相談会に参加し、参加証明書の発行を受けている方
<input type="checkbox"/>	移住する1月前までに市内で生産された柿をインターネット販売で購入し、SNS又はインターネット上での□コミで「この世界を柿色に染めたい」と投稿したことがある方

○選択条件（要件②）※いずれか1つ

<input type="checkbox"/>	市の認定新規就農者若しくは認定農業者又はそれらの見込の者である方
<input type="checkbox"/>	林業事業体で就業している方（※Ⅰ） 林業事業体…林業労働者を雇用する森林組合、林業会社その他林業を経営する団体又は個人
<input type="checkbox"/>	市の就職情報サイト「橋本で働こう!」に掲載している法人で就業している方（※Ⅱ）
<input type="checkbox"/>	タクシー及びバス事業者に運転手として就業している方（※Ⅲ）

※Ⅰ）は下記の条件が必須

<input type="checkbox"/>	就業する市内の林業事業体が、3親等内の親族が経営を担う職務を務めている法人等でないこと
--------------------------	---

※Ⅱ）は下記の条件が必須

<input type="checkbox"/>	勤務地が市内であること
<input type="checkbox"/>	申請時に就職後3月以上であること
<input type="checkbox"/>	官公庁等への就業ではないこと
<input type="checkbox"/>	求人への応募日が、橋本市が主催する就職相談会等参加証明書の発行日以降であること
<input type="checkbox"/>	就業先の法人が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
<input type="checkbox"/>	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
<input type="checkbox"/>	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
<input type="checkbox"/>	就業先の法人等に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
<input type="checkbox"/>	当該就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業者でないこと

※Ⅲ）は下記の条件が必須

<input type="checkbox"/>	勤務地が市内を含むこと
<input type="checkbox"/>	就業先が雇用保険の適用事業所であること
<input type="checkbox"/>	就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
<input type="checkbox"/>	申請時に就職後3月以上であること
<input type="checkbox"/>	官公庁等への就業ではないこと
<input type="checkbox"/>	就業先の法人が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
<input type="checkbox"/>	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
<input type="checkbox"/>	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
<input type="checkbox"/>	就業先の法人等に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること